

公 示 送 達

下記の者について、その者の住所・居所不明のため下記文書を送付することができないので、地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第20条の2の規定により、下記のとおり公示送達します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申し出により交付します。

令和8年9月11日

伊達市長 須田 博行

記

○文書の種類：令和5年度 第1～3期 国民健康保険税（普徴）過誤納金充当通知書

No.	送達を受けるべき者の氏名
1	八巻 晃一

○文書の種類：令和7年度 第7期 国民健康保険税（普徴）過誤納金充当通知書

No.	送達を受けるべき者の氏名
1	LOEM DY

○文書の種類：令和8年度 第1期 国民健康保険税（特徴）過誤納金還付通知書

No.	送達を受けるべき者の氏名
1	安田 廣行

上記の住所及び氏名欄の者に送達すべき書類は、伊達市役所財務部税務収納課に保管してあるので受領してください。

また、上記の書類を受領しないときは令和8年9月18日をもって法律上当該書類は送達されたものとみなされます。